○農林水産省令第二十一号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「平成十六年産から平成十八年産まで」を「同項第一号の交付金を交付する年の前年産」に改め、同条第一号中「平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間」を「四月一日から三月三十一日までの一年間」に改め、同条第二号中「平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの期間」を「一月一日から十二月三十一日までの一年間」に改める。

第七条中「次の各号に掲げる特定対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で前条の期間における各年度（てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしょにあっては、各年。以下「各年度等」という。）ごとの対象農業者に係るものを、当該各年度等別及び市町村別」を「前条の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別」に改め、同条各号を削る。

第八条第一項中「得た」の下に「特定対象農産物の種類別の」を加え、「三で除してするものとする」を「合算してするものとする」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該生産面積を合算して得た面積が同号の交付金を交付する年度における特定対象農産物の生産面積を合算して得た面積を超えているときは、当該超えている面積を控除するものとする。

第八条第一項各号及び第二項から第六項までを削る。

第十条第三号中「価格調整法等改正法第一条の規定による改正後の」を削り、「以下「新価格調整法」を「昭和四十年法律第百九号。以下「価格調整法」」に、「新価格調整法第二条第二項」を「価格調整法第二条第二項」に、「新価格調整法第十九条第一項」を「価格調整法第十九条第一項」に改め、同条第四号中「新価格調整法」を「価格調整法」に改める。

第十一条第一項第一号中「食糧法改正法による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「新食糧法」」を「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。以下「食糧法」」に、「新食糧法第五条第一項」を「食糧法第五条第一項」に改め、同号イ中「新食糧法第八条第一項」を「食糧法第八条第一項」に改め、同号イ(2)中「新食糧法第四十七条第一項」を「食糧法第四十七条第一項」に改める。

第十四条第一項中「農林水産大臣が定める様式による」を削る。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（交付金の金額の調整）

第十六条　農林水産大臣は、各年度において、法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けた対象農業者に対して同項第二号の交付金を交付するときは、特定対象農産物の種類ごとに、同条第四項の規定により算定した金額から、当該年度における当該特定対象農産物の生産面積を基礎として同条第二項の規定の例に準じて算定した金額を控除して交付するものとする。

別記様式中「第16条関係」を「第17条関係」に改め、同様式裏面中「抜粋」を「(抄)」に、「第七条」を「第7条」に、「第三条第一項各号」を「第3条第1項各号」に、「第四条第一項」を「第4条第1項」に、「第一項の規定による」を「第1項の規定による」に、「第十六条」を「第17条」に、「第七条第一項」を「第7条第1項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十二号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第二項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「米戸別所得補償モデル事業交付金（平成二十二年度の予算に係る戸別所得補償制度実証事業交付金のうち米戸別所得補償モデル事業交付金（平成二十二年産の米穀の販売価格にかかわらず、定額により支給する部分を除く。）」を「米価変動補**塡**交付金（農業者戸別所得補償交付金のうち前年産の米穀の販売価格に応じて交付する部分」に、「平成二十二年産の対象農産物」を「対象農産物」に改め、「適用については」の下に「、当分の間」を加え、「米戸別所得補償モデル事業交付金（附則）」を「米価変動補**塡**交付金（附則）」に、「米戸別所得補償モデル事業交付金をいう」を「米価変動補**塡**交付金をいう」に、「（第二条」を「（次条」に改め、同条第二項中「米戸別所得補償モデル事業交付金」を「米価変動補**塡**交付金」に、「（第二条」を「（次条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十二年産の対象農産物（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第一項に規定する対象農産物をいう。）に係る同法第四条第一項の交付金の金額については、この省令による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省令第三十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第二十三条第二号及び第三十条第二項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第九号中「第二十一条第一号及び第三号」を「第二十一条第一項第六号」に改める。

第二十一条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　排水基準に適合しない油を公共用水域に排出又は地下に浸透させないこと。

二　水質汚濁防止法第二条第四項に規定する指定物質を含む油が公共用水域へ排出され、又は地下に浸透したことにより当該指定物質による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。

第二十一条第一項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　廃油処理施設の破損その他の事故が発生したことにより、油の公共用水域への排出又は地下への浸透が第一号又は前号の基準に適合しないおそれが生じたときは、直ちに、引き続く油の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずること。

第二十一条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。